

令和5年度 吉岡町学童クラブ 入所案内

吉岡町社会福祉協議会では、令和5年4月1日から吉岡町学童クラブへ入所を希望する児童の申請を、令和5年1月4日（水）から1月31日（火）まで受け付けします。

1. 対象児童

- (1) 吉岡町に住所を有する者で、**保護者の労働等により放課後家庭が留守となる小学1年生～6年生の児童**。ただし、(2) その他の場合はこの限りではない。
- (2) その他の場合 町内在住で就労している祖父母がいる場合は、
- ① 母親が次に掲げるいずれかの状態にある場合
 - (ア) 出産に伴い入院している
 - (イ) 児童を保護することができない程度以上に病気やケガ、または心身の障害を有している
 - ② 児童の保護者のいずれもが病気やケガ、または心身の障害を有している場合
 - ③ 同居の親族に病人等がいて、常にその介護にあっている場合
 - ④ 火災、風水害、震災等の災害によって、当該児童の居宅が喪失し、又は破損したため、その復旧にあっている場合
 - ⑤ 上記に類する状態にある場合

2. 申請受付期間

令和5年1月4日（水曜日） ～ 令和5年1月31日（火曜日）

※入所決定は先着順ではありません。

※申請人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠けている度合いの高い児童を優先的に決定します

※現在入所しており、引き続き利用を希望される人も申請が必要です。

3. 提出書類

【学童クラブ申請書】（入所希望児童1人につき、1部提出）

【就労証明書】（複数の児童を申し込まれる場合は、すべての児童氏名を記入し、保護者1人につき1部提出。なお、下の学年の児童に添付）

- ・父、母
- ・同居親族（同じ住所地：別世帯・同一敷地内含む）
- ・町内在住で就労している場合の祖父母（定員超過等の際に使用させていただくため）

※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の方が証明する就労証明書が必要になることがあります。

※居宅外で自営業を営んでいる場合は、事業がわかる書類（営業許可書、開業届、商業登記簿謄本、確定申告書の写し等）を添付してください。

【その他書類(該当保護者等)】

病気等	医師の診断書、障害者手帳等の写し
同居の病人の介護	介護を受ける方の「診断書」または「障害者手帳の写し」または「介護保険被保険者証の写し・介護スケジュール」
出産	出産予定日の入った医師の「診断書」または出産予定日の入った「母子手帳の写し」など
就学	通学先の学校が署名した「在学（通学）証明書」、授業のカリキュラムの写し

4. 提出場所

- ・新規申請 ⇒ 吉岡町社会福祉協議会（老人福祉センター内）
午前8時30分～午後5時15分 ※日曜日・祝日を除く
- ・継続申請 ⇒ 現在利用中の各学童クラブへ

5. 入所決定通知等について

- ・入所決定通知または不承諾通知は令和5年2月下旬ごろ郵送する予定です。

6. 申請書類等の取得方法

- ・吉岡町社会福祉協議会窓口、各学童クラブ（現在入所者）にて配布
- ・吉岡町社会福祉協議会ホームページからダウンロードにて取得

7. 学童クラブの保育時間

- ・平日 下校時～午後6時30分
- ・土曜日 午前7時30分～午後6時30分
- ・春季・冬季及び夏季休業日 午前7時30分～午後6時30分

8. 休所日

- ・日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）
その他指定する日（災害時等）

9. 保育料

- ・月額7,500円（おやつ込）

※【減免制度について】 学童クラブ保育料減免申請書の提出が必要です

- ① 生活保護世帯又はそれに準ずる場合は、全額免除
※生活保護受給証明書を添付
- ② 児童が食物アレルギー等により、おやつ類の提供を受けることができない場合は、1ヵ月につき2,000円免除
※アレルギー等が証明できる書類(医師の診断書等)を添付
※減免後、学童クラブではおやつを提供できませんので、各ご家庭でご用意をお願いします。

10. その他

《各学童クラブの所在地》

- 明治学童クラブ 北下476番地1
- 明治第2学童クラブ 北下438番地1
【榛名】【赤城】
- 駒寄第1学童クラブ 大久保2338番地12 1F
- 駒寄第2学童クラブ 大久保2338番地12 2F
- 駒寄第3学童クラブ 漆原1387番地
- 駒寄第4学童クラブ 漆原953番地1（駒寄幼稚園内）

《指定管理者》

- 社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
- 吉岡町大字南下1333番地4
- Tel : 0279-54-3930
- Mail : yoshioka.sya@ivory.plala.or.jp

